

大津町ふるさと寄附協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと寄附制度による大津町への寄附促進と地元特産品等の PR・販売促進等との相乗効果を図るため、町外在住の寄附者へのお礼の品として贈呈する商品（サービス）を提供していただける協力事業者を募集します。

2 協力事業者の要件

次の要件に全て適合する協力事業者とします。ただし、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や、商品（サービス）として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 町内に事業所を有する法人、その他の団体又は個人であること。
町外に事業所を有する法人、その他の団体又は個人は、総務省の定める地場産品基準を満たすか、熊本県の共通返礼品を取り扱うこと。
- (2) 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- (3) 町税の滞納がない。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

3 募集する商品（サービス）

募集する商品（サービス）は次の要件に全て適合するものとします。

- ア 大津町の魅力を伝えることができ、本町の PR につながるものであること。
- イ 総務省の定める地場産品基準を満たすか、熊本県の共通返礼品を取り扱うこと。
- ウ 町から依頼後、速やかに商品（サービス）が発送できること。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、7日以上の消費期限が保証される商品であること。（ただし、鮮度が高く要求される生鮮食品等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるもので、予めその旨商品説明でお断りをしている場合はこの限りではない。）

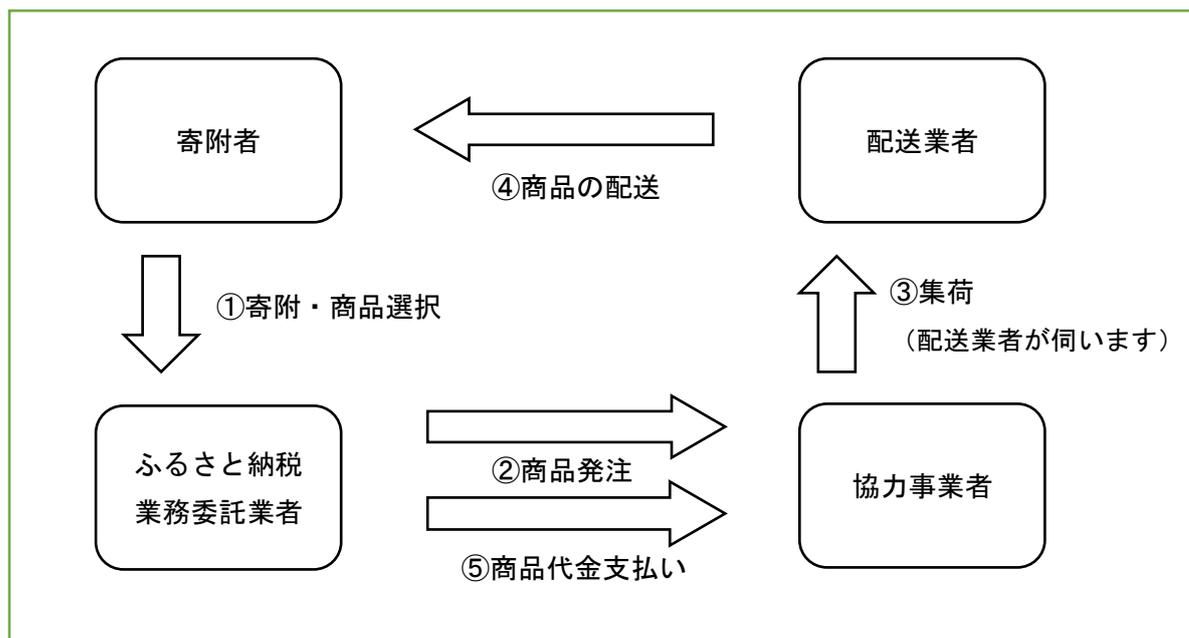
4 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税業務委託業者が運営するふるさと納税サイトに、商品（サービス）の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。また、町ホームページなどからも上記サイトへのリンクを貼ります。

(2) 町が作成するパンフレット等に商品（サービス）について掲載する場合があります。

(3) 商品（サービス）の発送時に自社商品等パンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが可能です。

【ふるさと納税の流れ】



5 募集期間

令和2年5月8日（金）～

6 申込方法

別紙「大津町ふるさと納税協力事業者申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、必要書類とともに、大津町役場総合政策課まで提出してください。

7 協力事業者の決定

商品（サービス）や申込みの内容を総合的に判断して協力事業者を決定し、その結果を当該事業者へ連絡します。

8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税の商品（サービス）の送付以外の目的に使用することができません。ただし、ふるさと納税の商品（サービス）発送時のパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9 その他留意事項

- (1) 積極的に大津町のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。
- (2) 協力事業者は、あらかじめ申込みした商品（サービス）を変更・辞退する場合は、速やかに町へ報告し、承認を受けるものとします。
- (3) 協力事業者は、商品（サービス）の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容についてはふるさと納税業務委託業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (4) 町は、登録された事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなると認める場合、その登録を中止することがあります。

10 申し込み・問い合わせ先

大津町役場 総務部 総合政策課

〒869-1292 菊池郡大津町大津1233番地

TEL：096-293-3118

FAX：096-293-4836

メール：furusato-ozu@town.ozu.kumamoto.jp